

4 在宅生活の支援

障害者総合支援法による障害福祉サービス以外の在宅生活を支援する制度です。

平成25年度から、障害者総合支援法の対象となる障がい者の範囲に難病患者等が加わりました。

(1) 日中一時支援事業

在宅の障がい児・者の介護者が一時的に家庭で介護できないときに、施設等で日中の介護が受けられます。

- ◆対象者 身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児
- ◆利用施設 利用できる施設等については、お問い合わせください。
- ◆自己負担 食費等の実費は、自己負担となります。
- ◆利用方法 利用希望の方は、担当窓口にご利用申請をして、施設等と契約をして利用することになります。
- ◆窓 口 山形村役場 保健福祉課 97-2100

(2) タイムケア事業

在宅の障がい児・者の介護者が一時的に介護できないときに、隣人や知人又は指定された団体等の介護が受けられます。

- ◆対象者 在宅重度心身障がい児・者、知的障がい児・者、精神障がい者、その家族
- ◆利用時間 年300時間以内（送迎時間も含む）
- ◆自己負担 食費等の実費は、自己負担となります。
- ◆利用方法 利用者及び介護者の登録を行います。
※障害手帳及び印鑑を窓口へお持ちください。
- ◆窓 口 山形村役場 保健福祉課 97-2100

(3) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者の社会生活における相談、公的機関・医療機関等での用務及び集会等におけるコミュニケーション支援のために、手話通訳者及び要約筆記者を派遣します。

- ◆対象者 聴覚障がい者及び音声・言語機能障がい者
- ◆利用方法 派遣申請書を提出します。（ファクスでも可）
- ◆自己負担 派遣に伴う自己負担はありません。
- ◆窓 口 山形村役場 保健福祉課 97-2100

(4) 障害者にやさしい住宅改良促進事業

身体障がい者が、日常生活の一部を自力で行えるよう浴室、台所、トイレ等の改修に要する経費を補助します。

- ◆対象者 身体障害者手帳1～6級の65歳未満の方で、世帯全員の前年度所得税の合計額が8万円以下の方（ただし、4～6級は独居者又は常時介護を要する者がいない方に限る）
- ◆補助金額 70万円以内
※日常生活用具給付事業及び介護保険による住宅改修費該当分を除く。
- ◆自己負担 原則1割負担
- ◆窓口 山形村役場 保健福祉課 97-2100

(5) 訪問入浴サービス事業

家庭での入浴が困難な重度身体障がいの方に対して、訪問入浴を行います。なお、介護保険に該当される方は、原則として介護保険のサービスを優先します。

- ◆自己負担 自己負担はありません。※交通費が実費となる場合があります。
- ◆事業所 利用できる事業所は、窓口にお問い合わせください。
- ◆窓口 山形村役場 保健福祉課 97-2100

(6) 身体障害者自動車改造費助成事業

身体障がい者が自動車を改造する場合、その改造に要する経費を助成します。
※改造前に必ず担当窓口にご相談ください。

- ◆要件
 - ・自ら所有し運転する自動車の手動装置等の一部を改造することによって、社会参加が見込まれる方
 - ・障害程度(上肢機能・下肢機能・体幹機能障害1級又は2級)
- ◆助成金額 改造費に要した経費（10万円を限度）
- ◆窓口 山形村役場 保健福祉課 97-2100

(7) 障害者自動車運転免許取得費助成事業

障がいのある方の就労等社会活動への参加促進のため、障がい者が自動車の運転免許を取得する場合、その取得に要する経費の一部を助成します。※教習所へ申込をする前に、必ず窓口へご相談ください。

- ◆対象者
 - ・身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者
 - ・対象者の属する世帯の前年の所得課税額が10万円以下
- ◆助成金額 免許取得に要した経費の2/3（10万円を限度）
- ◆窓口 山形村役場 保健福祉課 97-2100
- ◆その他 免許取得についてのお問い合わせは中南信運転免許センター 電話53-6611へ